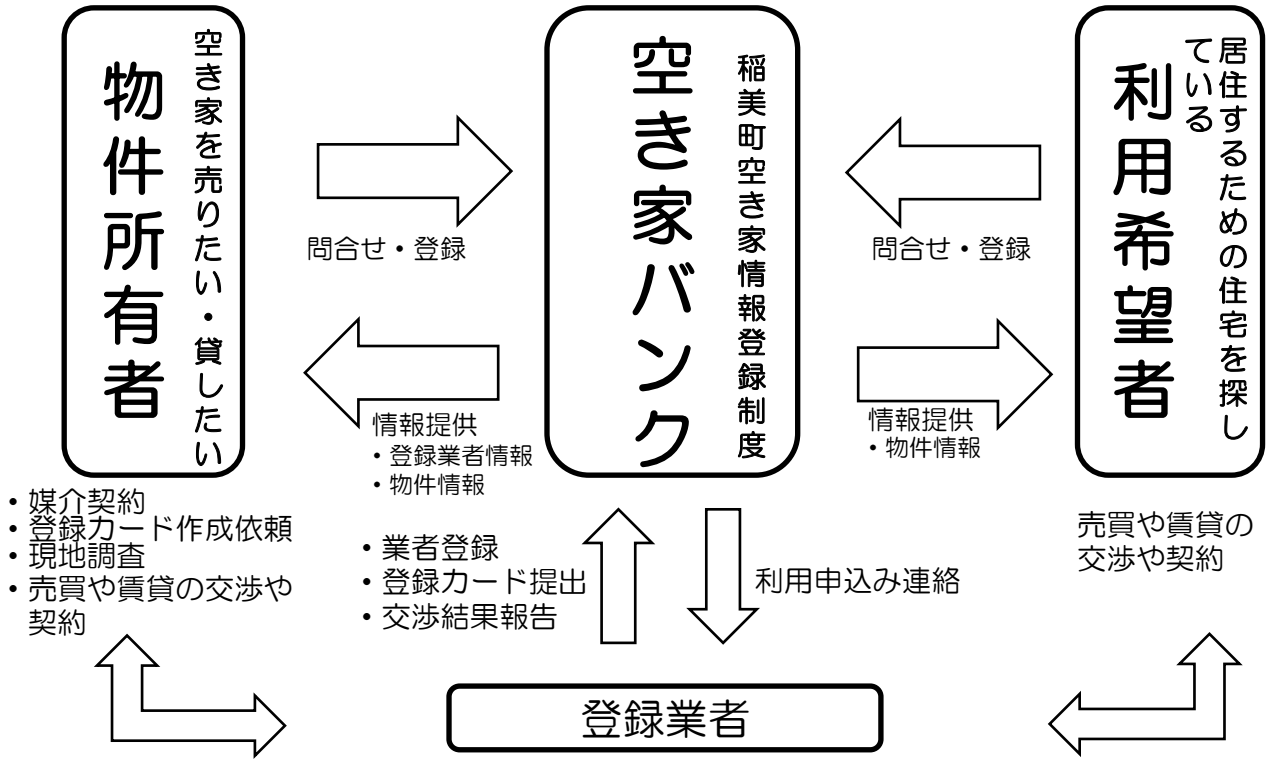


空き家バンク制度の仕組み



(注意事項)

1. 稲美町では、空き家情報の紹介や必要な連絡調整は行いますが、物件の売買、賃貸に関する交渉、契約等に関しての媒介行為は行いません。
2. 契約に関するトラブル等については、当事者間で解決をお願いします。
3. 登録物件についての各種法令等の適合状況については、町では責任を負いませんので、所有者と利用希望者の当事者間で十分ご確認ください。
4. 売買、賃貸借については、専門的な知識・技術のある宅地建物取引業者に仲介等を依頼してください。なお、その際には、宅地建物取引業法に基づく報酬が必要になります。